

## 告示第3号

### 神戸町広報紙に掲載する広告の取扱要領

#### (目的)

第1条 この要綱は、神戸町広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、神戸町（以下「町」という。）が発行する広報紙「広報ごうど」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (広告等の範囲)

第2条 広告を掲載できる者、広告の内容及び広告のデザインは、要綱第3条の規定に定めるところによるものとする。

#### (広告の規格)

第3条 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦 45 ミリメートル
- (2) 横 90 ミリメートル

2 広告の掲載は、1 広告主について広報 1 号につき 1 枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

3 前項において、1 広告主で 2 枠の広告を掲載するときは、隣り合う枠を 1 つの広告として使用することができる。

#### (広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は 1 号単位とする。

#### (広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1 号 1 枠につき 10,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、1 回の申込みにより、同一の年度に発行する広報に連続して 3 号以上の広告の掲載を申し込むときは、1 号 1 枠につき 8,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。この場合、同一の年度に発行する広報とは、5 月号から翌年 4 月号までとする。

#### (広告の掲載位置及び掲載数)

第6条 広告を掲載する位置は、町長が決定するものとし、掲載する広告の数

は広報紙1号につき4枠までとする。ただし、広告の掲載枠を追加して設ける必要がある判断したときは、新たに広告の掲載枠を設けることができる。

(申込書等の提出)

第7条 広告の掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載しようとする月の前2月に当たる月の末日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに、「広報ごうど」広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告(紙媒体による原稿及び電子データ)を添えて町長に提出するものとする。この場合、2か月以上12か月以内の掲載計画がある場合は、事前申込みをすることができる。

(掲載の決定等)

第8条 広告の可否については、申込書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、「広報ごうど」広告掲載許可(不許可)通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、町の発行する納付書により一括前納するものとする。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとする者は、「広報ごうど」広告掲載取下げ申出書(第3号様式)により町長に申し出るものとする。

(広告内容の調整)

第11条 掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、広報のイメージを損なうことのないように広告主と調整した内容又はデザインとする。

2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

(広報との区別)

第12条 読者が、広報の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。